

港長公示第 5-44 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 7 月 24 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港横浜区第 1 区みなとみらい地区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 1 区みなとみらい地区臨港パーク東方海域において、みなとみらいスマートフェスティバルが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期 間

令和 5 年 7 月 31 日（月）

午後 5 時 30 分から、花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間（午後 8 時 00 分予定）

2 区 域（別図参照）

次の各点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた海域（世界測地系）

イ	北緯 35 度 27 分 46.4 秒、東経 139 度 38 分 19.7 秒
ロ	北緯 35 度 27 分 49.0 秒、東経 139 度 38 分 22.1 秒
ハ	北緯 35 度 27 分 49.6 秒、東経 139 度 38 分 22.1 秒
ニ	北緯 35 度 27 分 54.6 秒、東経 139 度 38 分 22.0 秒
ホ	北緯 35 度 28 分 01.1 秒、東経 139 度 38 分 28.6 秒
ヘ	北緯 35 度 28 分 01.1 秒、東経 139 度 38 分 38.9 秒
ト	北緯 35 度 27 分 54.9 秒、東経 139 度 38 分 46.5 秒
チ	北緯 35 度 27 分 48.7 秒、東経 139 度 38 分 54.1 秒
リ	北緯 35 度 27 分 40.3 秒、東経 139 度 38 分 54.1 秒
ヌ	北緯 35 度 27 分 34.3 秒、東経 139 度 38 分 46.8 秒
ル	北緯 35 度 27 分 34.3 秒、東経 139 度 38 分 32.1 秒
ヲ	北緯 35 度 27 分 34.3 秒、東経 139 度 38 分 17.5 秒

3 標 識（別図参照）

上記 2 の各地点及びヌとル、ルとヲの各間に赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標が設置される。

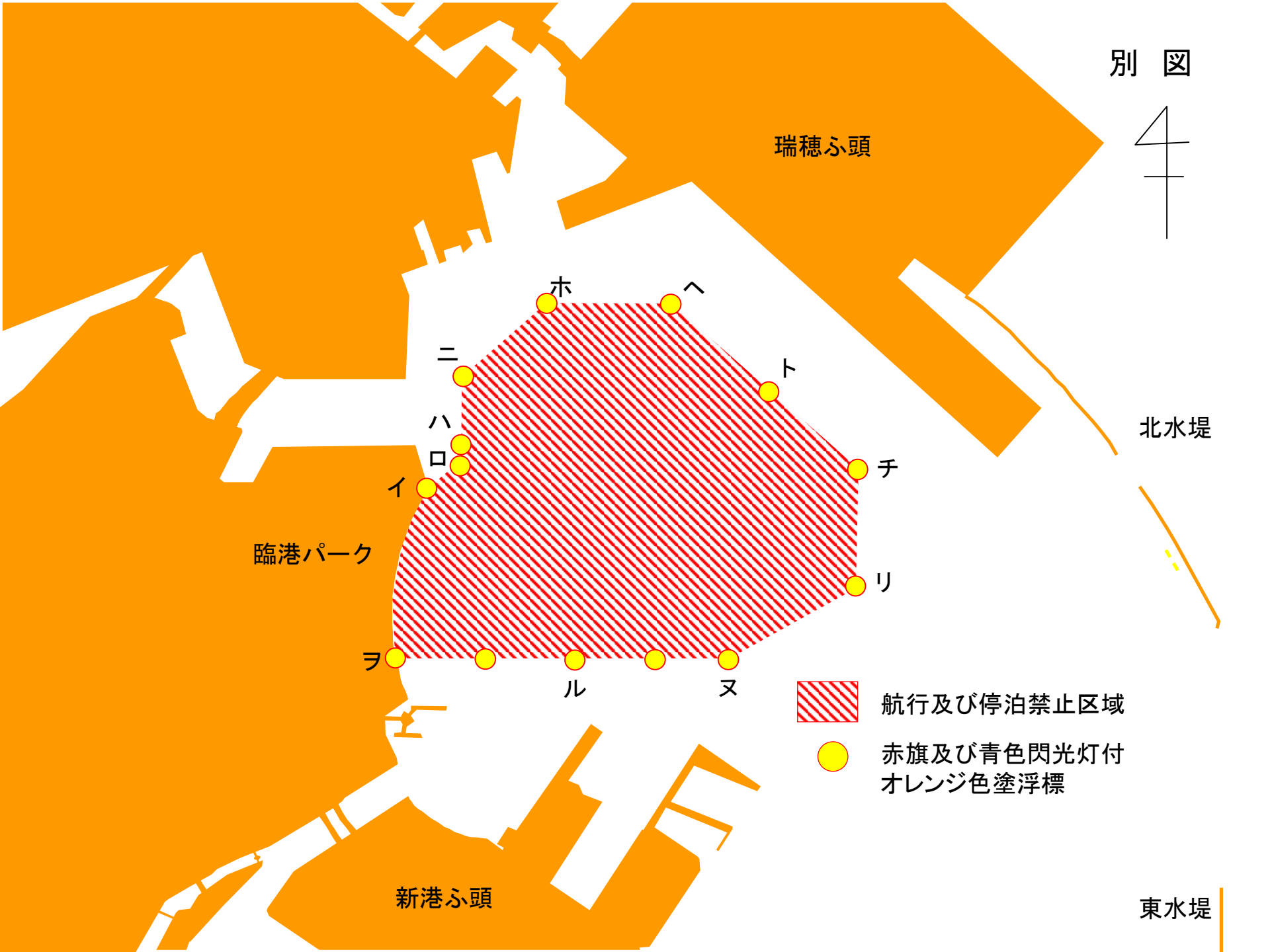
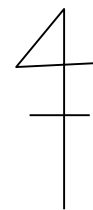
4 禁止事項

船舶は、上記 1 の期間中、2 の区域内を航行及び停泊してはならない。
ただし、港長が許可した船舶を除く。

5 備考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光
灯を点灯（夜間）した警戒船が臨港パーク前面海域に 15 隻、北・東各
水堤周辺に 11 隻、ベイブリッジ橋脚周辺に 2 隻、計 28 隻が配備され
る。

別 図



航行及び停泊禁止区域



赤旗及び青色閃光灯付
オレンジ色塗浮標

東水堤